

第 90 号議案

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 1 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 39 年足立区条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 15 条第 4 項中「第 23 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第 24 条第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

（ 1 ） 第 23 条第 1 項の規定による申告書

（ 2 ） 第 24 条第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 15 条第 6 項中「第 23 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第 24 条第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これら

の申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次の
ただし書を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいず
れも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項そ
他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であ
ると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 2 3 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 2 4 条第 1 項に規定する確定申告書 (同項の規定により
前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合におけ
る当該確定申告書に限る。)

第 2 0 条の 2 第 1 項中「第 1 5 条第 4 項の申告書」を「第 1 5 条第
4 項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第 6 項の申告書」を「同
条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第 2 章
第 1 節第 6 款」を「同節第 6 款」に改める。

第 3 7 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自
動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、
小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車 (以下軽自動車税について
「軽自動車等」という。) に対し、当該軽自動車等の所有者に種別
割によつて課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 4 4 3 条
第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 3 7 条第 3 項中「法第 4 4 3 条第 1 項」を「法第 4 4 5 条第 1 項」
に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」
を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「も
の」を「軽自動車等」に改める。

第 3 8 条の 2 を第 3 8 条の 3 とし、第 3 8 条を第 3 8 条の 2 とし、
第 3 7 条の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第 3 8 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者 (以下この節において「 3 輪以上の軽自動車の取得者」という。) 又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 4 4 4 条第 3 項に規定する販売業者等 (以下この項において「販売業者等」という。) が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行 (道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。) 以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合 (当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。) には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 3 9 条の前に次の 6 条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第 3 8 条の 4 環境性能割の課税標準は、 3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 3 8 条の 5 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 4 5 1 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1

(2) 法第 4 5 1 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 2

(3) 法第 4 5 1 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 3 8 条の 6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 3 8 条の 7 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 3 8 条の 8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、区長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定

すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 38 条の 9 区長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 46 条の 2 第 1 項各号に掲げる軽自動車等 (3 輪以上のものに限る。) のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 39 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第 40 条 (見出しを含む。) 及び第 42 条 (見出しを含む。) 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 43 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 37 条第 2 項」を「第 38 条第 1 項」に改める。

第 44 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 37 条第 2 項」を「第 38 条第 1 項」に改める。

第 45 条第 2 項中「法第 443 条若しくは第 38 条第 1 号」を「法第 445 条、第 38 条の 2 第 1 号若しくは第 38 条の 3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 9 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 46 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「軽自動車税を」を「種別割を」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 46 条の 2 の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条

第 1 項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

付則第 2 条の 2 の 2 第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「平成 4 1 年度」を「平成 4 3 年度」に、「平成 3 1 年」を「平成 3 3 年」に改める。

付則第 4 条第 1 項中「平成 3 0 年度」を「平成 3 3 年度」に改める。

付則第 4 条の 3 の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 4 条の 4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例)

第 4 条の 5 当分の間、軽自動車税の環境性能割において法第 4 4 5 条第 2 項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第 3 8 条の 3 の規定にかかわらず、東京都が法第 1 4 8 条第 2 項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める 3 輪以上の軽自動車とする。

2 当分の間、第 3 8 条の 2 の規定は軽自動車税の環境性能割について適用しない。

3 区長は、当分の間、第 3 8 条の 9 の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第4条の6 第38条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第4条の7 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第4条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第38条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第5条第1項中「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第7条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第15条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合

（2） 第15条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

付則第 11 条第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付則第 14 条の 2 第 4 項中「第 23 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第 24 条第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 23 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 24 条第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第 14 条の 3 第 4 項中「第 23 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 24 条第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項そ

の他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 2 3 条第 1 項の規定による申告書

(2) 第 2 4 条第 1 項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

付則第 1 4 条の 3 第 6 項中「第 2 3 条第 1 項の規定による申告書 (その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 4 条第 1 項の確定申告書を含む。) 」を「同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第 2 条 足立区特別区税条例の一部を次のように改正する。

付則第 5 条中第 2 項から第 4 項までを削り、第 5 項を第 2 項とし、第 6 項を第 3 項とし、第 7 項を第 4 項とする。

第 3 条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例 (平成 2 6 年足立区条例第 4 4 号) の一部を次のように改正する。

付則第 5 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中足立区特別区税条例第 1 4 条第 1 号及び付則第 2 条の 2 の 2 第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 3 1 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中足立区特別区税条例第 3 7 条の改正規定、同条例第 3 8 条の 2 を第 3 8 条の 3 とし、第 3 8 条を第 3 8 条の 2 とし、第 3 7 条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 3 9 条の前に 6 条を加える改正規定、同条例第 3 9 条、第 4 0 条及び第 4 2 条から第 4

6条の2までの改正規定、同条例付則第4条の3の次に5条を加える改正規定並びに同条例付則第5条第1項の改正規定、第2条、第3条並びに付則第3条及び第4条の規定 平成31年10月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の足立区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の区民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成28年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。